政令第二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第十三項、第十二条の七第十一項、第十四条第十六項ただし書、第十七条の二第一項、第二項及び第六項並びに第二十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条の四に次の一号を加える。

三　法第十二条の七第一項の認定を受けた者（前二号に掲げる者を除く。）

第六条の七の次に次の一条を加える。

（廃止の届出）

第六条の七の二　法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六条の十二第一号中「事業者に対して当該」を削り、「ことを」の下に「当該事業者（事業者が法第十二条の七第一項の認定を受けた者である場合にあつては、当該認定を受けた者の全て。以下この号において同じ。）に対して」を加える。

第十六条の次に次の三条を加える。

（有害使用済機器）

第十六条の二　法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。

一　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）

二　電気冷蔵庫及び電気冷凍庫

三　電気洗濯機及び衣類乾燥機

四　テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの

イ　プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）

ロ　ブラウン管式のもの

五　電動ミシン

六　電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具

七　電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具

八　ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具

九　電動式吸入器その他の医療用電気機械器具

十　フィルムカメラ

十一　磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具

十二　ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）

十三　扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）

十四　電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）

十五　電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具

十六　ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具

十七　電気マッサージ器

十八　ランニングマシンその他の運動用電気機械器具

十九　電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具

二十　蛍光灯器具その他の電気照明器具

二十一　電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具

二十二　携帯電話端末、ＰＨＳ端末その他の無線通信機械器具

二十三　ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）

二十四　デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具

二十五　デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具

二十六　パーソナルコンピュータ

二十七　プリンターその他の印刷用電気機械器具

二十八　ディスプレイその他の表示用電気機械器具

二十九　電子書籍端末

三十　電子時計及び電気時計

三十一　電子楽器及び電気楽器

三十二　ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

（有害使用済機器の保管、処分等の基準）

第十六条の三　法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一　有害使用済機器の保管に当たつては、次によること。

イ　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1)　保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

(2)　環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ロ　保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(1)　保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあつては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(2)　屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(3)　有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。

(4)　その他環境省令で定める措置

ハ　保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ニ　保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。

ホ　保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。